

「出入管動植物検疫法」

1992年4月1日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。
なお、中国政府が発表した原文については、法律名表題部分をクリックすることでご参照いただけます。

中華人民共和国出入管動植物検疫法

原題「中華人民共和国進出境動植物検疫法」

(<http://www.aqsiq.gov.cn/cms/template/item.html?did=17&cid=17¥2837>)

本法は、1991年10月30日第七回全国人民代表大会常務委員会第二十二回会議で可決した。

第一章 総則

第一条 動物伝染病、寄生虫病と植物に危険性のある病気、虫、雑草及びその他の有害生物(以下、「病虫害」という)が国境を出入することを防止し、農、林、牧畜、漁業生産及び人体の健康を守り、対外経済貿易の発展を促進するため、本法を制定する。

第二条 出入管する動植物、動植物産品及びその他の検疫物、積載動植物、動植物産品及びその他の検疫物を積載した容器、包装、および動植物伝染病地域からの輸送手段は、本法の規定により検疫を行う。

第三条 国務院が設立した動植物検疫機関(以下、「国家動植物検疫機関」という)は、全国の出入管動植物検疫業務を統一管理する。国家動植物検疫機関は対外開放された貿易港及び出入管動植物検疫業務の集中する地点に検疫機関を設立し、本法の規定によって、出入管動植物検疫を行う。商業的動物産品の出管の検疫機関は、国務院が実際の状況に基づいて規定する。国務院農業行政主管部門は全国の出入管動植物検疫業務を管轄する。

第四条 国境の入管動植物検疫機関は、検疫を行う時に、下記の職権を行使することが出来る。

- (一)本法の規定によって、乗船、乗車、搭乗して検疫を行うこと;
- (二)港、空港、駅、郵便局及び検疫物の保管、加工、養殖、植付け場所に立ち入り検疫を行い、規定によりサンプルを取ること;
- (三)検疫の必要によって、関連する生産現場、倉庫等に立ち入り、伝染病発生の状況を観測、調査及び検疫監督管理を行うこと;
- (四)検疫物と関係のある運行日誌、貨物明細書、契約書、インボイスその他の伝票の取り調べ、コピー、メモをとること。

第五条 国が入管を禁止するものは下記のとおり:

- (一)動植物病原体(菌種、毒種等を含む)、害虫及びその他の有害生物;
- (二)動植物伝染病が流行した国家及び地域の関連する動植物、動植物産品及びその他の検疫物;
- (三)動物屍体;
- (四)土壌。

国境の動植物検疫機関が、前項に規定する入管禁止物があることを発見した場合、差し戻しあるいは廃棄処分する。

科学研究等の特殊な必要により本条第一項に規定する入管禁止物を持ち込む場合、事前に申告し、国家動植物検疫機関の許可を得なければならない。

本条第一項第二号に規定する入管禁止物の目録は、国務院農業行政主管部門が制定し公表する。

第六条 海外で重大な動植物伝染病が発生し中国に移入される恐れがある場合、国務院は緊急予防措置をとらなければならない。必要な場合、動植物伝染病地域からの輸送手段の入管を禁止し、国境を閉鎖することができる。動植物の伝染病の脅威を受ける地方人民政府及び関係国境の動植物検疫機関は、ただちに緊急措置をとり、同時に上級人民政府及び国家動植物検疫機関に報告しなければならない。

通信、輸送部門は重大な動植物伝染病状況の報告と検査資料を優先して送らなければならない。

第七条 国家動植物検疫機関及び国境の動植物検疫機関は出入管動植物、動植物製品の生産、加工、保管する過程に対し検疫監督制度を実施する。

第八条 国境の動植物検疫機関は、港、空港、駅、郵便局で検疫任務を執行する場合、税関、交通、航空、鉄道、郵便等の関係部門は協力しなければならない。

第九条 動植物検疫機関の検疫担当者は、職務に忠実、公正でなければならない。
動植物検疫機関の検疫担当者が法により公務執行するとき、いかなる団体及び個人も妨害してはならない。

第二章 入管検疫

第十条 動物、動物産品、植物の種、苗木及びその他の繁殖用材料を持ち込む場合、事前に申告し、検疫審査手続きをしなければならない。

第十一条 商取引、科学技術協力、交換、贈呈、援助などにより持ち込む動植物、動植物産品及びその他の検疫物は、契約書あるいは協議書に中国の法定検疫要求を明記し、輸出国又は地域政府の動植物検疫機関が発行した検疫証明書の添付を明記しなければならない。

第十二条 荷主あるいはその代理人は、動植物、動植物産品及びその他の検疫物が入管する前または入管するとき、輸出国あるいは地域が発行した検疫証明書、売買契約書などの書類を持参し、入管する国境の動植物検疫機関に申告しなければならない。

第十三条 動物が乗っている輸送手段が国境に到着した時に、国境の動植物検疫機関は、現場の予防措置を講じ、輸送手段に乗り降りあるいは動物に接近する人員、動物が乗っている輸送手段及び汚染された場所に対し防疫消毒を行う。

第十四条 動植物、動植物産品及びその他の検疫物の持ち込みは、入管する国境で検疫を行う。国境の動植物検疫機関の同意がなければ、輸送手段から卸してはならない。

持ち込まれる動植物が、隔離検疫が必要である場合、国境の動植物検疫機関が指定する隔離場所で検疫を行う。

国境の条件制限等がある場合、国家動植物検疫機関は、動植物、動植物産品及びその他の検疫物を指定場所に移送しての検疫を決定することができる。運送、積み下ろし過程では、荷主あるいはその代理人は防疫措置を講じなければならない。指定される保管、加工及び隔離飼養あるいは隔離植付けする場所は、動植物検疫及び防疫の規定条件を満たさなければならない。

第十五条 持ち込まれる動植物、動植物産品及びその他の検疫物は、検疫を受けて合格であれば入管が許される。税関は国境の動植物検疫機関が発行する検疫証書あるいは申告書類上に押された印章によって通関させる。

持ち込まれる動植物、動植物産品及びその他の検疫物は、税関の管轄区を離れて検疫する場合、税関は国境の動植物検疫機関が発行した「検疫移動通知票」によって通関させる。

第十六条 持ち込まれる動物が、検疫に不合格である場合、国境の動植物検疫機関は「検疫処理通知票」を発行し、荷主あるいはその代理人に、下記のように処理することを通知する。

- (一) 一類伝染病、寄生虫病を検出した動物であって、同一の群の動物全群を差し戻しあるいは全群を屠殺し屍体を廃棄する;
 - (二) 二類伝染病、寄生虫病を検出した動物であって、差し戻しあるいは屠殺し、同群のその他の動物は隔離場所またはその他の指定場所で隔離観察する。
- 持ち込まれる動物産品及びその他の検疫物が検疫に不合格である場合、国境の動植物検疫機関は「検疫処理通知票」を発行し、荷主あるいはその代理人に、害の取り除き、差し戻しあるいは廃棄処理するよう通知する。害を取り除いて合格となった場合、入管を許される。

第十七条 持ち込まれる植物、植物産品及びその他の検疫物は、検疫において植物に危険性のある病気、虫、雑草を発見した場合、国境の動植物検疫機関は「検疫処理通知票」を発行し、荷主あるいはその代理人に害の取り除き、差し戻しあるいは廃棄処分するよう通知する。害を取り除いて合格となった場合、入管を許される。

第十八条 本法の第十六条第一項第一号、第二号にいう一類、二類動物伝染病、寄生虫病の目録及び本法第十七条にいう植物に危険性のある病気、虫、雑草の目録は、国務院農業行政主管部門が制定し公表する。

第十九条 持ち込まれる動植物、動植物産品及びその他の検疫物が、検疫において本法の第十八条に規定する目録以外で、農、林、牧畜、漁業に対する重大な危険性があるその他の病虫害があることを発見した場合、国境の動植物検疫機関が国務院農業行政主管部門の規定によって、荷主あるいはその代理人に、害の取り除き、差し戻しあるいは廃棄処分することを通知する。害を取り除いて合格となった場合、入管を許される。

第三章 出管検疫

第二十条 荷主あるいはその代理人は、動植物、動植物産品及びその他の検疫物が出管する前に、国境の動植物検疫機関に申告する。
出管する前に隔離して検疫を受ける必要のある動物は、国境の動植物検疫機関が指定する隔離場所で検疫を受ける。

第二十一条 持ち出される動植物、動植物産品及びその他の検疫物は、国境の動植物検疫機関が検疫を実施し、検疫に合格あるいは害を取り除いて合格した場合、出管を許される。税関は、国境の動植物検疫機関が発行した検疫証書あるいは申告書類上に押された印章によって通関させる。検疫に不合格あるいは害を取り除く有効な手段がない場合、出管を許されない。

第二十二条 検疫を受けて合格した動植物、動植物産品及びその他の検疫物で、次の各号の一に該当した場合、荷主あるいはその代理人は再申告をしなければならない:

- (一) 持ち込む国または地域を変更し、変更された持ち込む国または地域に異なる検疫要求があるとき;
- (二) 包装のしなおしあるいは混載でないものを後に混載にしたとき;
- (三) 検疫の規定有効期限を越えたとき。

第四章 通過検疫

第二十三条 輸送する動物の国境通過を必要とする場合、必ず事前に中国国家動植物検疫機関の同意を得て、指定される国境とコースにしたがわなければならない。
通過動物を乗せた輸送手段、積載容器、飼料及び敷材は、中国動植物検疫に規定されている条件をみたさなければならない。

第二十四条 輸送する動植物、動植物産品及びその他の検疫物が通過する場合、輸送者あるいは同行者は貨物明細書及び持ち出す国または地域の政府動植物検疫機関が発行した検疫証書を持って、入管時の国境動植物検疫機関に申告し、出管する国境では再検疫をしない。

第二十五条 通過する動物は検疫を受けて合格であれば通過を許される;本法第十八条に規定する目録に列記される動物伝染病、寄生虫病があることを発見した場合、全群の動物は通過を許されない。
通過動物の飼料が病虫害に汚染されている場合、害を取り除くか、通過不許可または廃棄処分とする。
通過動物の屍体、排泄物、敷材及びその他の廃棄物は、動植物検疫機関の規定によって処理し、みだりに棄ててはならない。

第二十六条 通過する植物、動植物産品及びその他の検疫物には、国境動植物検疫機関は輸送手段または包装材を検査し、検疫に合格であれば通過を許可する;本法第十八条に規定する目録に列記される病害があることを発見した場合、害を取り除くか通過を不許可とする。

第二十七条 動植物、動植物産品及びその他の検疫物が通過する期間、動植物検疫機関の許可がなければ、開梱あるいは輸送手段から積み下ろしてはならない。

第五章 携帯品、郵便物の検疫

第二十八条 植物の種、苗木およびその他の繁殖材を携帯、郵送して入管する場合、事前に申告し、検疫審査手続きをしなければならない。

第二十九条 携帯、郵送による入管を禁止される動植物、動植物産品及びその他の検疫物の目録は、国务院農業行政主管部門が制定し公表する。
前項に規定する目録に列記される動植物、動植物産品及びその他の検疫物を携帯、郵送して入管した場合、差し戻しまたは廃棄処分する

第三十条 本法第二十九条に規定する目録に列記されていない動植物、動植物産品及びその他の検疫物を携帯して入管する場合、入管時に税関に申告し、国境の動植物検疫機関の検疫を受ける。
動物を携帯して入管する場合、持ち出した国または地域の検疫証明書等の証明書類を携えなければならない。

第三十一条 本法第二十九条に規定する目録以外の動植物、動植物産品及びその他の検疫物を郵送して入管する場合、国境の動植物検疫機関は国際郵便物互換局で検疫し、必要な場合は国境の動植物検疫機関に持ち帰って検疫することができる;検疫を受けなければ配達してはならない。

第三十二条 郵送して入管する動植物、動植物産品及びその他の検疫物は、検疫を受けまたは害を取り除いて合格した後に通関させる。検疫を受けて不合格または害を取り除く有効な手段がない場合、差し戻しあるいは廃棄処分とし、「検疫処理通知票」を発行する。

第三十三条 携帯、郵送して出管する動植物、動植物産品及びその他の検疫物で、持ち主が検疫を要請する場合、国境の動植物検疫機関が検疫を行う。

第六章 輸送手段の検疫

第三十四条 動植物伝染病発生地域から来る船舶、飛行機、列車が国境に到着する時、国境の動植物検疫機関が検疫を行う。本法第十八条に規定する目録に列記されている病虫害のあることが発見された場合、輸送手段から持ち出しを不許可とし、害の取り除き、封じ込みまたは廃棄処分する。

第三十五条 入管する車両は、国境の動植物検疫機関が防疫消毒する。

第三十六条 出入管する輸送手段に付いている汚水、動植物性廃棄物は、国境動植物検疫機関の規定によって処理し、みだりに棄ててはならない。

第三十七条 動植物、動植物産品及びその他の検疫物を載せている輸送手段は、動植物検疫および防疫の規定条件を満たさなければならない。

第三十八条 入管して解体されることを目的とする古い船舶は、国境の動植物検疫機関が検疫を行い、本法第十八条に規定する目録に列記されている病虫害があることを発見した場合、害を取り除く処理をする。

第七章 法律責任

第三十九条 本法の規定に違反し、次の各号の一に該当した場合、国境の動植物検疫機関が罰金を科す；

(一) 検疫申告をしない、あるいは法による検疫審査手続きをしないとき；

(二) 国境の動植物検疫機関の許可なしに勝手に入管した動植物、動植物産品及びその他の検疫物を輸送手段から卸しまたは配達したとき；

(三) 国境動植物検疫機関が指定した隔離場所に隔離され隔離検疫している動植物を勝手にほかの場所に移しまたは処分したとき。

第四十条 検疫申告した動植物、動植物産品及びその他の検疫物が事実と異なる場合、国境の動植物検疫機関が罰金を科す；検疫証明書を発行している場合は取り上げる。

第四十一条 本法の規定に違反し、通過する動植物、動植物産品及びその他の検疫物の梱包を勝手に開梱し、通過する動植物、動植物産品及びその他の検疫物を勝手に輸送手段から卸し、通過する動物の屍体、排泄物、敷材またはその他の廃棄物をみだりに棄てた場合、動植物検疫機関が罰金を科す。

第四十二条 本法の規定に違反し、重大な動植物伝染病を起こした場合、刑法第七十八条の規定によっ

て刑事責任を追及する。

第四十三条 検疫証明書、印章、標識、封印の偽造、変造に対しては、刑法百六十七条の規定によって刑事責任を追及する。

第四十四条 当事者は動植物検疫機関の処罰の決定に不服のある場合、処罰通知を受け取った日から十五日以内に処罰の決定をした機関の上級機関に再審査を求めることが出来る;また当事者は処罰通知を受け取った日から十五日以内に直接に人民裁判所に起訴することも出来る。

再審査機関は再審査申請を受けた日から起算して六十日以内に、再審査決定をしなければならない。当事者は再審査決定に不服のある場合、再審査決定を受け取った日から十五日以内に人民裁判所に起訴することが出来る。再審査機関が期限内に再審査決定を出さない場合、当事者は再審査期限の満了日から十五日以内に人民裁判所に起訴することが出来る。

当事者が期限内に再審査申請をせず人民裁判所に起訴もせず、処罰決定を履行しない場合、処罰を決定した機関は人民裁判所に強制執行を要請することが出来る。

第四十五条 動植物検疫機関の検疫担当者が職権の濫用、汚職、検疫結果の偽造、あるいは職務怠慢で、検疫証明の発行を遅延し、罪となる場合、法により刑事責任を追及する;罪にならない場合、行政処分をする。

第八章 附 則

第四十六条 本法の用語の定義は、下記のとおり:

- (一)「動物」とは、飼養、野生の生きている動物を指す。たとえば、家畜、家禽、獣、蛇、亀、魚、えび、蟹、貝、蚕、蜂など;
- (二)「動物産品」とは、動物を材料とする未加工産品、あるいは加工しているが伝染病を伝染する恐れがある産品をさす。たとえば、生の皮、毛類、肉類、臓器、油脂、動物水産品、乳製品、卵、血液、精液、胚胎、骨、蹄、角など;
- (三)「植物」とは、栽培植物、野生植物及びその種、苗その他の繁殖材料などをさす;
- (四)「植物産品」とは、植物を原材料とする未加工産品、あるいは加工しているが病虫害を伝染する恐れがある産品をさす。たとえば、穀物、豆、棉、油、麻、タバコ、種、乾燥果実、生鮮果実、野菜、生薬材、木材、飼料など;
- (五)「その他の検疫物」とは、動物のワクチン、血清、診断液、動植物性廃棄物などをさす。

第四十七条 中華人民共和国が締結あるいは加盟している動植物検疫に関連する国際条約と本法に異なる規定がある場合、当該国際条約の規定を適用する。ただし、中華人民共和国が保留を声明している条項は除く。

第四十八条 国境の動植物検疫機関が検疫を実施するとき検疫規定によって費用を徴収する。費用の徴収方法は、国務院農業行政主管部門が国務院物価等の関連部門と共同して制定する。

第四十九条 国務院は本法に基づいて実施条例を制定する。

第五十条 本法は、1992年4月1日から施行する。1982年6月4日に国務院が公布した「中華人民共和国出入管動物検疫条例」は同時に廃止する。